（エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準の一部改正）

第二条　エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

一の第2の1の1―2の(3)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

別表第6竈気の項中「より」を「が維持し、及び運用する電線路を介して」に改める。

（租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成二十五年国経済産業省国土交通省告示第五号）の一部を次のように改正する。

6中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

附　則

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○国経済産業省国土交通省告示第十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第三百七十号）の施行に伴い、貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）及び乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

（貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第一条　貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年国経済産業省国土交通省告示第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1の1―1の(1)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

（乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二条　乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年国経済産業省国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1の1―1の(1)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

附　則

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条及び第二条（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

官告報

官告事項

障害者基本計画の要旨の公表について

政府は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第１項の規定に基づき障害者基本計画を去る平成25年９月27日に閣議決定した。

以下、その要旨を障害者基本法第11条第７項の規定に基づき公表する。

平成 25 年 12 月 27 日　　内　閣　府

障害者基本計画要旨

Ⅰ　障害者基本計画（第３次）について

・　障害者基本計画は、障害者基本法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画。

・　障害者基本計画（第３次）は、平成25（2013）年度から29（2017）年度までの概ね５年間を対象。

Ⅱ　基本的な考え方

１．基本理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める。

２．基本原則

政府は、障害者基本法第３条から第５条に規定される基本原則（地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調）にのっとり、上記の理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施。

３．各分野に共通する横断的視点

⑴　障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

・　障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害者及び障害者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重。

・　国の審議会等の委員の選任に当たっては、障害者の委員の選任に配慮するとともに、適切な情報保障等を確保。障害者施策に関する情報の公開や意見募集は、障害特性に配慮して実施。

・　障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、意思決定支援、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進。

⑵　当事者本位の総合的な支援

教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を実施。

⑶　障害特性等に配慮した支援

・　性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて、施策を策定及び実施。

・　発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等について、国民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策を充実。

・　地方公共団体、民間団体等と連携し、地域の実情に即した支援を実施。